

ボーナスカット 共同訴訟Ⅱ 不当判決！！

2018年3月23日、不当なボーナスカットに抗して、2016年1月25日に賃金請求を求めて闘ってきたBC共同本人訴訟〔山口さん、前田さん、島津さん（大阪仕業検査車両所分会）〕は、大阪地方裁判所から不当判決が下されました。



当日の報告集会では、原告から不当判決を許さず、さらなる闘いの決意と現在闘いを進めている、大谷川さんの年休失効裁判、多田さんの年休に関わる裁判も同時に闘っていく決意を力強く表明されました。